

令和2年5月7日

国立市立小・中学校保護者 様

国立市教育委員会教育長

是 松 昭 一

(公印省略)

国立市立小・中学校の臨時休業の延長について（通知）

日ごろより、国立市立小・中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

令和2年5月4日に、政府が改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長を決定し、東京都を「特定警戒都道府県」に指定したことを受け、学校保健安全法第20条の規定により、下記のとおり国立市立小・中学校の臨時休業を延長いたします。

子どもたちの生命、健康を守るために、学校とご家庭の連携、協力がより一層重要となってまいります。臨時休業の期間が長くなり、ご不便、ご不自由をおかけしますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 休業期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2 備 考

- (1) 学校が作成を依頼した書類、児童・生徒が取り組んだ学習課題の提出 及び 新たな学習課題の受け取りを行っていただくために 5月11日（月）以降の日程で、保護者の方にご来校いただく「配布・回収日」を設けます。できる限りご協力をお願いいたしますが、ご来校いただくことが難しい場合は学校にご相談ください。なお、詳細については、各校からの案内をご参照ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨をご理解いただき、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- (3) 臨時休業の期間等は、今後の社会情勢によって変更となる場合があります。

〔担当〕 国立市教育委員会教育指導支援課
教育総務課長 高橋 昇
教育指導支援課長 市川 晃司
電 話 042(576)2111